【電子版】



2025年 第8号 2025年3月28日

発行:自交総連本部

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

メール <u>info@jikosoren.jp</u> ホームページ→



3・6中央行動

議員要請と国交省・厚労省交渉行う

自交総連は3月6日、中央行動を実施しました。午前中は、国交省・厚労省へ個人請願行動を行い(情報No 5 参照)、午後からは代表が国会議員要請と国交省・厚労省交渉にとりくみました。また、3月19日に予定されていた全タク連交渉は、降雪による交通障害のため参加者が揃わず懇談を行いました(交渉は4月3日に実施予定)。

議員要請行動 RS全面解禁阻止の協力を求める

要請先	衆議院議員32人(自民7、公明2、立憲12、国民1、維新1、共
	産8、有志1)
	参議院議員20人(自民2、公明3、立憲6、共産9)
要請団	自交総連26人(庭和田委員長、石垣副委員長、德永副委員長、髙
	城書記長、石野常執、林常執、冨松常執、内田常執、吉根中執、
	市村中執、埼玉1、東京14、神奈川1)



堀川議員(右)へ要請書を手渡す

金増額の事項への賛同などです。会期中で議員不在が多く、秘書対応でしたが、以下のような対応がありました。

- **日本共産党・堀川あきこ衆議院議員**(国土交通委員) 議員本人が対応し、要請内容に賛同してくれました。
- **日本維新の会・前原誠司衆議院議員** 議員秘書が要請書を受け取り、議員に伝えると対応しました。
- **国民民主党・西岡秀子衆議院議員**(国土交通委員会・理事) 議員は不在で、秘書が対応しました。熱心に話を聞いてくれました。
- 立憲民主党・松田功衆議院議員(国土交通委員)議員は不在で、秘書が対応しました。「全自交さんから話を聞いている。 ライドシェアは反対します」と答えました。
- 公明党・赤羽一嘉衆議院議員(元国土交通大臣)議員は不在で、秘書が対応しました。「元国土交通大臣として、ライドシェアは反対する」と答えました。
- **自由民主党・松島みどり衆議院議員**(自民党タクシー議連・会長代行) 議員は不在で、秘書が対応し、話を聞いてくれました。
- 立憲民主党・辻元清美参議院議員(野党タクシー議連・会長) 議員は不在で、秘書が対応しました。「大阪はライドシェアをごり押しされた。維新に不信感がある」と答えました。
- 日本共産党・山下芳生参議院議員

議員は不在で、秘書が対応しました。「保険面での議論が高まっていない。タクシー並みの要件が必要となるので、ライドシェアよりタクシーの充実がベスト」「地方の足の確保をどうするかは課題」と答えました。

- **自民党・朝日健太郎参議院議員**(国土交通委員会・理事) 議員は不在で、秘書が対応しました。「ライドシェアの導入は基本的に 反対。日本版は事業者団体の意向と同じ」と答えました。
- **日本共産党・倉林明子参議院議員** 議員本人が対応しました。京都の内情などを話したところ、要請に賛同 してくれました。
- **日本共産党・山添拓参議院議員** 議員は不在で、秘書が対応しました。「全面的に賛同」と答えました。

日本版RSの検証と評価が必要 国交省交渉

国交省 自動車局旅客課武 藤淳一タクシー事 業活性化調整官他

4 人

庭和田委員長他16 組合側



国交省と交渉する自交総連の代表(左)

要請事項

1. ライドシェア阻止、規制緩和問題

(1) 自家用車を使ったライドシェアの (1) 国交省の立場は変わらず、有償 全面解禁は認められないとの立場 を堅持すること。

- (2) タクシー事業者以外の者を参入可(2) タクシー事業者以外の者を参入 能とする「ライドシェア新法」には 反対すること。
- の緩和は止めること。また、利用者 を選別するダイナミック・プライシ ング (変動運賃) 等の運賃制度を導 入しないこと。

回答要旨

- による旅客運送サービスについて は、①運行管理・車両整備による 運転者・車両の安全確保、②事故 等の運送の責任、③運転者の適切 な労働条件確保という3点が、重 要と考えている。
- 可能とする場合であっても、タク シー事業で必要な運行管理や車両 整備管理等を行い、安心・安全が 確保されることが必要である。
- (3) 道路運送法を潜脱する第78条3号 (3) 国交省は、日本版ライドシェア の実施状況について検証と評価を 行うことが必要と考えている。

規制改革実施計画の中でも、運 賃料金制度について検討するとさ れている。検討にあたり利用者の 利便のみならず、労働者の適切な 労働条件、環境を損なうことがな いようにしたい。

- (4) 日本版ライドシェアの解除基準を 早急に策定すること。
- (4) 引き続き実施効果を定期的に確 認した上で、判断していく。

また、バス・タクシー、公共ラ イドシェアも含めて既存の交通体 系との整合性を総合的に判断した 上で、実施効果の検証を行う必要 があると考えている。

- (5) 安全を確保するためにも、雇用契(5) 利用者の安心・安全や運転者の 約によらない働き方や業務委託を認 めないこと。
 - 適切な労働条件の確保が大前提と して必要である。日本版ライドシ ェアは、タクシーと同等の適切な 運行管理、教育訓練等を要件とし ている。

こうした要件を充足するための 業務対応については厚労省の見解 として、労働基準法上の労働者に 該当すると判断される蓋然性が高 いとの見解が示されてきた。

- (6) 地域公共交通を維持するには、障(6) 地域公共交通確保維持改善事業 がい者や高齢者など交通弱者の輸送 にタクシー・バスが貢献できるよ う、補助金を増額すること。
- 等において、車両購入費の補助を 実施してきた。令和6年度の補正 予算においても所要の額を確保し た。令和7年度予算においても同 様の額を要求している。
- (7) 「道路運送法における許可又は登」(7) 無償運送の場合は、許可の対象 録を要しない運送」については、タ クシーとの競合が懸念されることか ら、安易に拡げさせないこと。
- 外になっており、実際やっている としても、その規制をすること自 体は難しい。
- (8) 自動運転のタクシー・バスに旅客 (8) 令和5年4月からレベル4と呼 を乗せる際には、人命保護、安全確 保のために保安要員として運転者の 乗務を義務づけ、無人の自動運転は 認めないこと。
 - ばれる無人での自動運転である特 定自動運行が可能となった。

旅客運送事業者においては、道 運法にもとづき、特定自動運行保 安員の選任が必要。事業用自動車

の運転操作以外の安全確保に関す る業務を遂行することで安全を確 保する。

2. 運賃改定問題

- 解消や労働条件改善が確実に図られ ているか検証し、その趣旨を逸脱す る事業者を厳しく指導すること。
- (2) 各事業者に対して 325 通達に沿い (2) 運賃改定後、フォローアップ調 賃金比率を変えさせず、ノースライ ドを守らせること。とくに運賃改定 前後に賃金を切下げるなど不当な手 法を認めないこと。
- (3) 申請にあたっては、確実に労働条 (3) 運賃改定の申請の段階で、労使 件が改善されるよう、労使による事 前担保協定の締結を条件とするこ と。
- -バスは他の産業との賃金格差を考 慮した運賃改定が行われているが、 タクシーでも同様の対応ができない のか。
- -社会保険料の事業者負担が増えた 在するが、どう考えるか。
- 3. 安全運行の確保、改定改善基準 告示問題

厚労省の「自動車運転者の労働

- (1) 運賃改定時における運転者負担の (1) 労働条件は労使間で決定するも のだが、運賃改定の効果が賃金な どで労働者へ適切に反映されてい ない事実が判明した際は、当該事 業者に対して適切に反映させるよ う指導を行う。
 - 査を適切に行った上で、運賃改定 の趣旨を逸脱するような状況が認 められた場合には、適切に指導す るなど対応している。
 - 協定の締結を求めるのではなく、 改定後、不適切な状況が認められ れば、フォローアップ調査を通じ て、必要な指導を行う。

方向としてはその方向で考えている ので、検討の推移を見て欲しい。

赤字でないと申請できないのが現 からノースライドを見直す、賃金配一行の運賃制度。将来的には、見込ま 分率を変えると言及する事業者が存 れるコストを考慮できることを考え ている。人件費や先行投資するもの があれば、それらを査定に含めて改 定を行う。

改正された基準が効果的で実効性

時間等の改定改善基準告示」につのあるものとなるよう、厚労省と連 行が確保させるよう、拘束時間の へ周知徹底を引き続き行っていく。 短縮、休息期間の11時間以上への 運転者配置基準を改正すること。

いては、タクシー・バスの安全運|携し、改善内容について運送事業者

また監査の実施でとりくみ状況を 延長が図られるよう適切な指導を|把握し、適切な指導を行うことで過 行うこと。また、貸切バスの交替 | 労運転防止、輸送の安全の確保を図 っていく。

待機中の手待ち時間は労働時間 厚労省交渉|

厚労省 労働基準局監督課長島史織法規係長他8人 組合側 庭和田委員長他15人

要請事項

1. 労基法の趣旨を守り、適用除外 を認めないこと

- (1) 過半数代表の「同意」権剥奪を (1) 就業規則の届出にあたり、労働 認めないこと。さらに就業規則改 定時の「意見聴取」を変更し、労 使協定にもとづく改定とするこ と。
- 病気休暇などの特別休暇を創設す るよう、企業を指導すること。
- を義務化すること。
- を助長させることから反対するこ

回答要 旨

- 者の過半数代表の意見を添付しな ければならない。労働者の団体的 意思を反映しようとしているもの で、引き続き適切に意見聴取等が 行われるようとりくんでいく。
- (2) 年休取得促進とともに、有給の (2) パンフレットを作成し、事例集 を紹介するなど導入促進に努めて いる。中小企業への助成金の活用 などを通じて、休暇を取得できる 環境を整備していく。
- (3) 11時間以上のインターバル規制 (3) 健康的な生活を行うために、働 く方の生活時間の確保が重要。義 務化を視野に入れつつ、多くの企 業が導入しやすい形で、段階的に 実効性を高めるよう努力する。
- (4) 割増賃金の廃止は、長時間労働 (4) 時間外労働と休日労働の割増賃 金の目的は、①時間外労働、休日

と。

(5) プラットフォーム企業における労(5) 労働者性の判断基準は、令和3 働者性の判断基準を明確に打ち出す こと。

労働・深夜労働をした場合の労働 者への補償、②使用者に対して経 済的負担を課すことによる労働の 抑制である。廃止には慎重に対応 する。

年3月に「フリーランスガイドラ イン」を策定し、令和6年10月に 改定している。

2. 最低限の労働条件の確保

- (1) タクシーでは、手待ち時間を労働(1) 手待ち時間とは、その労働者が 時間から除外する脱法的手法が持ち 入れられているが、こうした手法を 正すこと。
- (2) 歩合給が最低賃金以下になる労働(2) 退職勧奨という名目で行われ、 者への退職強要を止めさせること。 また未払い賃金を請求した組合員を 不当解雇するなどの不当労働行為を 止めさせること。
- の経費を労働者に負担させる制度 を廃止するよう監督指導を強化す ること。
- 3. 改正改善基準告示問題

自動車運転者の改正改善基準告示 について、使用者に対する周知・指 導を徹底すること。

こと。その際の審議には、自交総連

- 使用者から指示があった場合に は、即時に業務に従事することを 求めており、労働から離れること が保障されていない状態で、待機 している時間は労働時間として取 り扱われる。
- 労働者の同意を前提としない一方 的な労働契約の解約は、解雇に該 当する。その解雇が客観的に合理 的な理由を欠き、社会通念上相当 でない場合は無効となる。
- (3) 本来事業者が負担すべき営業上 (3) 賃金は使用者がその全額を支払 わなければならない。賃金不払い などの法違反が疑われる場合は、 労働基準監督機関が監督指導を通 じてその是正を指導している。

改善基準告示は、リーフレット、 パンフレット等で周知している。3 年をめどに見直しに向けた検討を開 また、時期を置くことなく見直す | 始することが適当とされている。

専門委員会の労働者代表委員は、

の代表を入れること。

第93号)で示された賃金制度等の基 準、保障給の定め、累進歩合制度の 廃止、年次有給休暇の不利益取扱い の是正についても法制化すること。

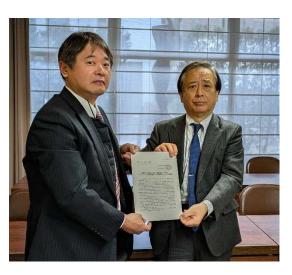
運営規程にもとづいて任命している 関連通達(1989年3月1日付基発 が、自交総連の意見は担当に伝え る。

> 93号通達は、改正された改善基準 告示の施行通達に一本化されてい る。監督指導等において適合してな い場合には、改善を指導している。

|全タク連懇談|| ライドシェア新法の動きに注視している

全タク連 神谷俊広理事長他2人 組合側 庭和田委員長他3人

全タク連の神谷俊広理事長は、ライ ドシェア解禁について、「日本維新の 会は、毎年本会議や予算委員会等々で ライドシェア解禁を求めている。しっ かり注視しなければならないが、与党 野党の議連の先生方には、日々お願い して回っている。不安なのは自民党の 中にも同調する人たちが多く存在して おり、ライドシェア勉強会を作って解



要請書を手渡す庭和田委員長(左)

禁を求めている人たちが、維新と水面下でつながりがあるのではないか」と 危惧していました。

庭和田委員長の「大阪・関西万博で日本版ライドシェアの24時間運行を吉 村知事が認めさせた。報道も利用して解禁に向けて動き出すと考えている」 との発言に神谷理事長は、「日本維新の会は、そのタイミングでライドシェ ア新法を議員立法で出すと思っているが、国民民主党は、1月29日の参議院 本会議の質問を見ても、ライドシェアは問題だというスタンスなので、心強 く思っている」と見解を示しました。

日本版ライドシェアについては、「国交省のスタンスはご存知のように、 第78条3号を活用して、タクシーが足りない時間帯と曜日に補完的な機能と して打ち出した制度なので、未来永劫の継続はあり得ない。続けるのであれ ば法律改正しなければならない」と説明しました。

自交総連は、全タク連に対して、ライドシェア全面解禁を阻止するため、 国への働きかけを強めていく労使共同のとりくみを求めました。